令和元年9月4日

# 令和元年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

## 令和元年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

- ○令和元年9月4日(水)午前10時00分開議
- ○場 所 岬町役場議場
- ○出席議員 次のとおり12名であります。

 1番 松 尾
 匡
 2番 谷 崎 整 史
 3番 道 工 晴 久

 4番 中 原
 晶
 5番 坂 原 正 勝
 6番 反 保 多喜男

 7番 辻 下 正 純
 8番 小 川 日出夫
 9番 竹 原 伸 晃

 10番 和 田 勝 弘
 11番 出 口 実 12番 奥 野 学

欠席議員 0 名

欠 員 0 名

傍 聴 1 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町		長	田	代		堯	教育次長兼指導課長	澤		憲	_
副	町	長	中	口	守	可	会計管理者	福	井	智	淑
副	町	長	松	岡	裕	<u>-</u>	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣	田	尚	司
教	育	長	笠	間	光	弘	総務部理事	栗	Щ	茂	雄
兼町	うくり戦闘 長公 な推進担当	室長	JII	端	慎	也	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺	田	武	司
総	務部	長	西		啓	介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪	本		隆
財政	改革	部長	相	馬	進	祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今	坂	嘉	文
しあれ	わせ創造	部長	松	井	清	幸	都市整備部理事	中	谷	博	夫
都市	i整備i	部長	家	永		淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉	田	_	誠
	づくり戦 後 管 理		竹	下	雅	樹	財 政 改 革 部 財政改革課長	内	山	弘	幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

## ○会 期

令和元年9月3日から25日(23日)

# ○会議録署名議員

5番 坂 原 正 勝 6番 反 保 多喜男

\_\_\_\_\_\_

			議事日程
日程第	1	議案第45号	専決処分の承認について(令和元年度岬町一般会計補正予 算(第3次))
日程第	2	議案第46号	専決処分の承認について(令和元年度岬町深日財産区特別 会計補正予算(第2次))
日程第	3	議案第47号	令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)について
日程第	4	議案第48号	令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)に ついて
日程第	5	議案第49号	令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)に ついて
日程第	6	議案第50号	令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次) について
日程第	7	議案第51号	工事請負契約の締結について(令和元年度町道海岸連絡線 道路整備工事(その2))
日程第	8	議案第52号	町道路線の認定について
日程第	9	議案第53号	消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について
日程第1	0	議案第54号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第1	1	議案第55号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について
日程第1	2	議案第56号	岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第13	議案第5	7号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第5	8号	岬町基金条例の一部改正について
日程第15	議案第5	9号	岬町教育委員会委員の任命について
日程第16	議案第6	0号	岬町公平委員会委員の選任について
日程第17	議案第6	1号	岬町公平委員会委員の選任について
日程第18	議案第6	2号	岬町公平委員会委員の選任について
日程第19	議案第6	3号	岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任に ついて
日程第20	認定第	1号	平成30年度岬町一般会計決算の認定について
日程第21	認定第	2号	平成30年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第22	認定第	3号	平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第23	認定第	4号	平成30年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第24	認定第	5号	平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第25	認定第	6号	平成30年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
日程第26	認定第	7号	平成30年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
日程第27	認定第	8号	平成30年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
日程第28	認定第	9号	平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
日程第29	認定第1	0号	平成30年度岬町水道事業会計決算の認定について
日程第30	報告第	5号	平成30年度岬町健全化判断比率の報告について
日程第31	報告第	6号	平成30年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第32	報告第	7号	平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第33	報告第	8号	平成30年度岬町水道事業会計資金不足比率の報告について

# (午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和元年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。また、平成30年度岬町水道事業会計決算認定についての案件がありますので、大阪水道企業団岬水道センター所長に出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、議案第45号「専決処分の承認について(令和元年度岬町一般会計補 正予算(第3次))」を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第45号、専決処分の承認について(令和元年度岬町一般会計補正予算(第3次))をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をごらんください。

専決処分の理由といたしましては、深日墓地法面改修工事において、工法の見直しに伴う追加工事などに係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年7月31日付で専決処分をしたものでございます。

今般の補正予算につきましては、府道側の深日墓地法面改修工事において、ブロック積工の予定箇所の盛り土部分が水を多く含んだ軟弱な土砂であったため、掘削時に背面土砂が崩れたことに伴い、当初の施工内容から土留め矢板工を追加するなどの工法に変更する必要が生じたものでございます。

本来なら、今定例会におきまして補正予算の上程をさせていただくべきところではございますが、本契約に係る工期末が7月末であったこと、土砂の崩れに対して早急に対応する必要があったことなどから、変更契約後の工期を9月末とするとともに、変更契約に必要な金額を専決処分

させていただいたものでございます。ご理解をお願いいたします。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ78億8,991万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金といたしまして、深日墓地法面改修工事の財源といたしまして、深日財産区特別会計繰 入金1,000万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

衛生費といたしまして、深日墓地法面改修工事1,000万円を計上いたしております。 以上が本補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
  - これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。中原 晶議員。
- ○中原 晶議員 今回の提案は、妥当性があるとは認めているのですが、何点かお尋ねをいたします。

今回のこの法面改修工事にかかわって、幾つかお墓の移設が必要になっている状況かと思います。その影響を受けている、移設せざるを得なくなっているお墓が何基あるのかという点や、それから、今後もそういった対応が必要になってくるのか、お尋ねをしたいということと、それから、この土地の地盤の問題なんですが、造成したときの地盤調査などは行われていたのか。それから今回の工事で、そのあたりの地盤の安全性についても確認をするものであるのか、お聞きしたいと思います。それから、工事の発注については、入札であったのか、相見積もりの後、随意契約ということであったのか。その点についてもお聞きしておきたいと思います。お願いいたします。

- ○奥野 学議長 都市整備部理事、中谷博夫君。
- ○中谷都市整備部理事 お答えいたします。

まず最初に、墓石の移設の件数ですが、8基ございました。

続いて、今後の考え方ですけども、今回の施工につきまして、原因としましてはブロック施工 箇所の盛り土内部が想定以上に水を含んでいたため土砂が崩れたということで、今回、矢板を自 立矢板にて施工しておりますので、今回の工法としましては、矢板を施工し、前面にブロックを 積み、そして矢板を抜くと。そのときに背面からの土圧によってブロックが崩れることはござい ません。

地盤の安全性ですが、当初、設計段階では現場踏査しましたが、ブロック施工箇所の法面土砂については、土質的には十分掘削に耐えるものと想定しておりました。

それと、今回の案件ですが、入札物件でございます。

それと、土質の問題ですが、今回は、矢板長を決めるに当たりまして、検討課題としましては、 施工場所の以前の状況については、田畑であったこと、それと、付近のボーリングデータの昭和 52年当時に中学校でボーリングをしておりますので、その地質調査をもとにして矢板長を決め、 今後の法面につきましては、現在、ブロックを積む部分についての安全性については十分安全で あると認識しております。

- ○奥野 学議長 西総務部長。
- ○西総務部長 ただいまの答弁の中で一部訂正させていただきます。 本件については、当初の契約につきましては指名競争入札でございますが、変更分につきましては、契約業者との変更契約となっております。
- ○奥野 学議長 よろしいですか。 はい、中原議員。
- ○中原 晶議員 今後、移設が必要になるお墓が出るのかという質問に対してお答えをいただいていないので、それについてお答えをいただきたいのと、それから、今、お答えいただいた中で改修工事をなさって、それでブロック積みをする部分については崩れることはないということをお聞きしましたけれど、ブロック積みの部分以外の部分でそういう心配はないのか、あわせてお聞きしたいと思います。
- ○奥野 学議長 中谷理事。
- ○中谷都市整備部理事 まず、最初の今後移設する対応の墓地はあるのかということでございますが、現在のところ、今回の施工で安定しておりますので、移設追加はないと考えております。

それと、今後の盛り土の状況の土質調査ですが、今回も現状を見る限りでは問題がないという 形で設計・施工のほうを行っておりましたが、今後、盛り土については土質調査をする検討の余 地はあると思います。 ○奥野 学議長 もうよろしいですね。ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

討論ですか。

どちらですか。

- ○中原 晶議員 賛成です。
- ○奥野 学議長 じゃあ反対の方、いらっしゃらないですね。賛成討論、お願いします。
- ○中原 晶議員 先ほどご答弁いただいた中で、今後について言及をされました。今後、盛り土を するようなことがある場合は、土質の調査が必要になる余地があるということで、今後の安全性 について何かあった場合は慎重に調査も含めて維持管理を適切に行っていただきたいと要望して 賛同したいと思います。
- ○奥野 学議長 ほか、賛成討論の方、いらっしゃいませんね。 これで討論を終わります。

これより、議案第45号「専決処分の承認について(令和元年度岬町一般会計補正予算(第3次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第46号「専決処分の承認について(令和元年度岬町深日財産区 特別会計補正予算(第2次)) 」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第2、議案第46号、専決処分の承認について(令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次))につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をごらんください。

専決処分の理由といたしましては、一般会計で実施する深日墓地法面改修事業への繰出金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年7月31日に専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,686万5,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては、7ページ、 8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金1,000万円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金1,000万円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します深日墓地法面改修事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号「専決処分の承認について(令和元年度岬町深日財産区特別会計補正 予算(第2次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

#### (起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第46号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第47号「令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第47号、令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてをご説明いたします。

内閣府が8月9日に速報値として公表いたしました令和元年4月から6月期の国内総生産(GDP)の物価変動を除いた実質値は、年率換算で1.8%の増加となり、3四半期連続のプラス成長となりました。

主な増加の要因は、改元に伴う10連休効果などで個人消費が持ち直したほか、人手不足に対応するため、工場の省力化に伴う設備投資が増加いたしました。

しかし、一方では、世界経済の減速を背景に、輸出はマイナスが続いており、成長率は前期の 1月から3月期の2.8%から増加いたしております。

今後は、消費税率の引き上げを控え、景気拡大が持続できるかどうかが焦点となっております。 加えて、米中貿易摩擦の激化や米国の利下げによる円高など国内外の経済を取り巻くリスクが高 まっております。こうした景気の動向は、地域経済にも影響を与えることから、今後とも注視し ていく必要があると考えております。

さて、本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,524万3,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ79億5,515万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては10ページから17ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方譲与税といたしまして、森林環境譲与税188万9,000円を計上いたしております。 内容といたしましては、令和6年度からの森林環境税の課税に先立ち、地方譲与税として今年度 から譲与を受けるものでございます。使途につきましては、間伐や人材育成、担い手確保、木材 利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図る費用、またはその目的に沿った基金への 積み立てに充てるものでございます。

地方特例交付金といたしまして、子ども・子育て支援臨時交付金2,780万円を計上いたしております。内容といたしましては、今年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分に対して、初年度の令和元年度は消費税率の引き上げによる地方の増収がわずかであることから、全額国費負担で賄うために今年度限りで交付されるものでございます。

地方交付税といたしまして、本補正予算に必要な財源といたしまして普通地方交付税1,42 7万4,000円を計上いたしております。

分担金及び負担金といたしまして、幼稚園給食保護者負担金107万3,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、町の独自施策として給食費の完全無償化を行うため、10月以降の給食保護者負担金を減額するものでございます。

使用料及び手数料といたしまして、1,424万8,000円を減額計上いたしております。 内容といたしましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、10月以降の3歳から5歳児及びゼロ歳から2歳児のうち、町民税非課税世帯係る保育所保育料1,201万6,000円を、幼稚園保育料223万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

国庫支出金といたしまして、1,922万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子どものための教育・保育給付費国庫負担金(施設型給付)257万6,000円を、子どものための施設等利用給付交付金359万5,000円を、また制度を円滑に実施するための事務費やシステム改修費用を全額国費で対応するための子ども・子育て支援事業費補助金1,228万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、58万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、平成30年度の実績報告に基づき、子どものための教育保育給付費府費負担金(精算分)3 8万1,000円を、深日小学校を実践指定校として全学年が教科横断的に地域の課題解決に対 して取り組むカリキュラムマネジメント調査研究事業委託金20万円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金といたしまして、128万円を計上いたしております。内容といたしましては、道の駅 みさきの指定管理者である株式会社プラスからの指定寄附として岬ゆめ・みらい寄附金8万円を、 多奈川地区多目的公園内の太陽光発電事業者である株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附 として多奈川地区多目的公園寄附金120万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、多奈川財産区特別会計繰入金1,204万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、多奈川小学校トイレ改修に必要な財源として950万円を、港地区防災広場の整備などに必要な財源として154万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしましては、平成30年度決算に伴い前年度繰越金272万9,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、274万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、道の駅みさきの指定管理者である株式会社プラスから平成30年度決算に伴う納付金264万7,000円を、みなとオアシス全国協議会による事業採択に伴い、サイクルマップの改訂、増刷の経費に充当するためのみなとオアシス広報活動等助成金10万円をそれぞれ計上するものでございます。

町債といたしましては、100万3,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、町道西加曽度線改修事業に充当するための町道整備事業債290万円を増額計上する一方、臨時財政対策債の起債借入予定額の決定に伴い、390万3,000円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては18ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、659万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町有施設内で使用している照明器具の安定器について、PCB使用判別調査を行ったところ、PCBの含有が確認された施設のうち、庁舎、集会所に係る照明器具の撤去、LED照明器具への取替工事375万9,000円を、調査の結果、庁舎地下の汚水ポンプに不具合が判明したことに伴う取替工事101万8,000円をそれぞれ計上するものでございます。

民生費といたしまして、3,133万9,000円を計上いたしております。主な内容といた

しましては、平成30年度の精査に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金返還金224万2,000円のほか、幼児教育・保育の無償化に伴う事務経費として、システム改修委託料803万円を、施設型給付費493万1,000円を、幼稚園児を対象とした預かり保育助成費492万3,000円をそれぞれ計上いたしております。なお、幼児教育・保育無償化への対応につきましては、当初予算編成時におきまして、その詳細が不明であったことから、補正予算での対応を前提に一旦、従来の制度で編成いたしておりました。今般、町独自の取り組みも含め、その内容が決定いたしましたので、予算の見直しをさせていただくものでございます。ご理解をお願い申し上げます。

衛生費といたしまして、平成30年度の精査に伴い、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金返還金5万6,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、歳入予算でご説明させていただいたとおり、みなとオアシス広報活動 等助成金10万円の充当に伴う財源更正でございます。

土木費といたしまして1,560万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町道西加曽度線側溝改修工事など450万円を、小田平住宅及び平野北住宅に係る公営住宅空き家改修工事450万円を、多奈川朝日地区の民間住宅空き家除却工事230万円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしまして、848万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行私立幼稚園助成費が民生費において予算計上されたことで、幼稚園就園奨励補助金125万4,000円を減額計上する一方、多奈川小学校トイレ改修といたしまして、改修工事監理業務委託料と改修工事を合わせて950万円を増額計上するものでございます。

諸支出金といたしまして316万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、いずれも歳入予算でご説明させていただいたように、多奈川地区多目的公園内の太陽光発電事業者の株式会社ユーラスエナジー岬からの指定寄附を、多奈川地区多目的公園管理基金への積立金120万円を、道の駅みさきの指定管理者の株式会社プラスからの指定寄附を岬ゆめ・みらい基金への積立金8万円を、森林環境譲与税相当額を森林経営管理基金への積立金188万9,000円をそれぞれ計上するものでございます。

続いて、5ページの第2表、債務負担行為補正をご参照願います。

淡輪老人福祉センター指定管理事業ほか1事業を追加するものでございます。いずれも10月からの消費増税に伴う対応でございます。なお、期間及び限度額はごらんのとおりとなってござ

います。

次に、6ページの第3表、地方債補正をご参照願います。

町道整備事業ほか1事業を変更するものでございます。限度額、起債の方法、利率及び償還の 方法はごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会への付託の予定と伺っております。よろ しくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第4、議案第48号「令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永淳君。

○家永都市整備部長 日程第4、議案第48号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第 1次)についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、公共下水道事業において、今年度、修繕や取りかえを予定していましたマンホールポンプ以外のマンホールポンプについて故障による早急な修繕や取りかえが必要となったことに伴う増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,648万5,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては8ページ、 9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、公共下水道事業において、今年度、修繕や取りかえを予定していたマンホールポンプ以外のマンホールポンプについて故障による早急な修繕や取りかえが必要となったことに伴う増額により、一般会計繰入金175万6,000円を増額計上いたしております。

次に、町債につきましては、同様に公共下水道事業費の増額に伴い、公共下水道事業債90万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをごらんください。なお、詳細につきましては10ページ、11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきましたように公共下水道のマンホールポンプの故障による早急な修繕が必要となったことに伴う増額により、下水道総務費173 万8,000円を増額計上いたしております。

事業費につきましては、マンホールポンプの故障による早急な取りかえが必要となったことに伴う増額により、下水道事業費91万8,000円を増額計上いたしております。

4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

今般の補正に伴い、下水道事業の起債限度額を1億5,340万円から1億5,430万円に変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の 上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第49号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次) について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第49号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算 (第1次) についてご説明いたします。

本補正予算は、前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払基金の負担金の精算に伴う追加交付金及び返還金と、前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ19億9,838万1,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要についてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

支払基金交付金につきましては、介護給付費の精算に伴う追加分といたしまして171万3, 000円を増額計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金7,978万5,000円を増額計上いたしております。 次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載 しておりますので、あわせてご参照願います。 諸支出金、償還金及び還付加算金といたしまして1,510万5,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・ 府、支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金といたしまして6,639万3,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、 議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第50号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第50号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104万4,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ9,667万円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、 8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として多奈川地区財産区 基金繰入金1,104万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをごらんください。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金1,104万4,000円を計上いたしております。 内容といたしましては、一般会計で実施します多奈川小学校のトイレ改修事業などの財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、 議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第7、議案第51号「工事請負契約の締結について(令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事(その2))」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第51号、工事請負契約の締結について(令和元年度町道海岸連絡 線道路整備工事(その2))につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事(その2)の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事(その2)、契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は8,299万9,400円、うち消費税及び地方消費税の額は754万5,400円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12

芳山建設株式会社 代表取締役 芳山龍二でございます。

契約の経過及び工事の概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果(経過)調書をごらんください。 工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和2年3月31日まで、入札予定価格は税抜きで1億376万8,000円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上の場合は低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで8,403万4,000円と公表を行っております。

また、本町では、昨年8月から入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けております。近年、低価格での入札件数が増加していることから、不適切な履行や下請業者、労働者への不当なダンピングを防止するため、当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれが高いと判断する価格基準として失格基準価格を国等の制度に準じて設けており、失格基準価格を下回る入札につきましては失格となっております。失格基準価格は税抜きで7,543万9,000円と設定いたしました。失格基準価格については、事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は、令和元年8月20日でございます。

指名業者数は調書記載の9者で、事前辞退が3者あり、6者が応札し、うち2者が調査基準価格を下回る額で入札を行いました。調査基準価格を下回った2者のうち1者が失格基準価格を下回り失格となりました。

調査基準価格を下回った応札者のうち失格基準価格を上回った応札者から、当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、8月26日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて、提出資料から調査を行いました。業者の積算では、工事目的物をつくるために直接必要とされる費用である直接工事費は、町の設計額を上回っており、昨年度に施工した続きのため現場状況等に精通していること、事務所及び資材置き場が本町内にあり、工事現場に近いことにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。必要な項目についての積算が行われており、工事完了まで町の指導を遵守し、施工に万全を期する旨が業者から申し出られていること、これまでの施工実績も勘案し、当該入札価格により契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して8月26日に仮契約を締結いたしました。なお、落札率は予定価格の72.7%となっております。

2ページをごらんください。

本工事の概要は、道路整備一式で、工事延長は400メートル、道路幅員は、車道片側1車線 3.5メートル、全幅7メートル、片側歩道2.5メートルの道路整備となります。

3ページに工事箇所を、4ページに詳細図を記載しております。

工事箇所は府道752号和歌山阪南線から南海本線までの区間の道路整備となります。府道の 交差点改良の影響で、町道田丸1号線の一部も工事箇所に含まれております。

以上が議案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決 賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております工事請負契約の締結について(令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事(その2))は会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第8、議案第52号「町道路線の認定について」を議題とします。

- 本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。 ○木下都市整備部長 日程第8、議案第52号、町道路線の認定についてをご説明いたします。
  - 提案理由といたしましては、町道路線の認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項の規 定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、裏面の新規町道認定調書と先日配付させていただきました路線認定箇所 等の資料をあわせてごらんください。

本議案は、関西電力多奈川発電所の跡地に整備される道路及び第二阪和国道の建設に伴い整備 される道路の2路線を町道認定するものでございます。

路線番号3174につきましては、路線名が臨港1号線、路線の起点といたしまして、多奈川谷川2541-2、終点は多奈川谷川1905-23、延長は373.1メートルでございます。 資料の2ページの参考図をごらんください。

本道路は太線で描かれていますように、関西電力多奈川発電所跡地に整備される道路でございます。参考といたしまして、車道の有効幅員6.75メートルでございます。歩道につきましては片側歩道で、幅員は2.0メートルでございます。

図面上、右上の終点へ向かう北側の道路につきましては、歩道の計画はないと聞いてございます。

続きまして、路線番号4027につきましては、路線名が下孝子東線、路線の起点といたしまして孝子332、終点は孝子322、延長は87.2メートルでございます。

資料の3ページの参考図をごらんください。

同じく太線で描かれていますように、第二阪和国道の建設に伴う機能復旧道路及びそれにつながる町が整備を予定している道路でございます。参考といたしまして、幅員は6.0メートルか

ら8. 0メートルでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の 上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております町道路線の認定については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第9、議案第53号「消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第53号、消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、消費税率が10月1日に引き上げられることから、公の施設の使 用料、利用料金等について消費税が適正に転嫁されるよう関係条例を整理するため、本条例を制 定するものでございます。

条例案についてご説明をいたします。

議案書の裏面をごらんください。あわせまして、新旧対照表をご参照願います。

第1条は、岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部改正で、別表の基本料金1,050円を1,100円に、超過利用料金1時間210円を220円に、葬儀利用料金1日2万5,000円を2万6,000円に改めるものでございます。

第2条は、いきいきパークみさき条例の一部改正で、別表の使用料1時間500円を510円 に改めるものでございます。

附則第1項として、この条例は令和元年10月1日から施行すること。第2項として、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以降に利用許可または使用許可を受けたものについて適用し、同日前に利用許可または使用許可を受けたものについては、なお従前の例による経過措置を定めております。

本件につきましては、厚生委員会及び事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご 審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会、事業委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を 受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第10、議案第54号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第10、議案第54号、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、幼児教育保育の無償化を図られるための措置が講じられたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要

が生じたため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面移行及び新旧対照表をごらんください。

本条例案の第1条では、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正で、第2条では、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担額等に関する条例の一部改正となっております。

なお、本条例案につきましては、用語の整理等が多くございますので、説明につきましては、 本議案書とあわせまして送付させていただいております本条例案の概要により説明をさせていた だきます。

概要の1ページでございますが、まず初めに今回、幼児教育保育無償化に際し、改正されました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について説明いたします。

全ての子どもが健やかに成長するよう支援し、良質かつ適切なものであること。また、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されるものとする旨が基本理念に追加されました。また、現行法の子どものための教育保育給付に加え、子育てのための施設等利用給付が創設されました。子育てのための施設利用給付は、現行法の子どものための教育保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリーサポート事業など、市町村の確認を受けたものが対象となり、幼児教育保育の無償化が図られるものでございます。

以上が改正の主な内容でございます。

次に、本条例案の第1条であります岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の理由につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正されることにより、国の基準であります特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、国の基準に従い制定しました本条例において改正する必要が生じましたので改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、(1)子どものための教育保育に係る認定区分、支援要件の改正、新設に伴い対象となる施設事業の拡充により、用語の整理を行っております。改正前の支給認定を改正後の教育保育給付認定に、支給認定保護者を教育保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育保育給付認定子どもに改める用語の整理を行っております。

なお、次の表は、子ども・子育て支援法に規定する認定区分、支給要件及び給付支給を受ける 施設事業の内容を示した表となっております。 2ページをごらんください。

(2) 幼児教育無償化の対象年齢3歳から5歳に伴い、対象者を明確にするため、改正前の支給認定子どもを改正後は満3歳未満保育認定子どもに改める用語の整理を行っております。

#### 3ページをごらんください。

(3)食事の提供に要する費用の取り扱いが変更され、教育保育給付認定の1号認定子ども及び2号認定子どもの食材料費、主食、副食が、教育保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用として取り扱いが変更されたことによりまして関係条例にあります本条例第13条第4項で改正を行っております。ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもの食材料費のうち、おかずやおやつ代などの副食代は徴収免除されます。そのほか、改正法による略称の変更や条項ずれ等に伴い、改正を行っております。

次に、本条例案の第2条であります岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正の内容につきましては、子どものための教育保育に係る認定区分支給要件に改正、新設に伴い、対象となる施設事業の拡大により用語の整理を行っております。 改正前の支給認定保護者を、改正後は教育保育給付認定保護者に、支給認定保護者等を教育保育給付認定保護者等に改める用語の整理を行っております。

最後に、附則としまして施行期日は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上が、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 資料を求めておきたいと思います。

厚生委員会での審議に当たって、先ほど概要版で説明をいただきました3ページの(3)食事の提供に要する費用の取り扱いの変更にかかわって、資料請求をしたいと思います。

議案第47号の中でもご説明をいただいたところではありますが、保護者から支払いを受けることができる費用として、食材料費の支払いを受けることができるという規定を設けるということでありました。しかしながら、岬町としては独自に給食の完全無償化を実施するという非常に前向きなご提案があったところであります。しかし、その内容については詳しくは規則で定めるということになっているようでありますから、規則を委員会に提出していただきたいと思います。なお、完全なものが委員会の当日に提出されるかどうか不明でありますので、その時点で未定稿という形でも構いませんので、委員会の審査に当たって資料を求めておきたいと思います。

○奥野 学議長 松井部長、委員会までには資料提出いけますか。

提出、お願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会 に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第11、議案第55号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長 日程第11、議案第55号、成年被後見人等の権利 の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る 措置の適正化等を図るための措置が講じられたことに伴い、関係条例を整理するため、本条例を 制定するものであります。今年6月14日に公布されたこの法律は、成年後見制度の利用の促進 に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人 等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項の削除、その他 の権利の制限に係る措置の適正化を図るものです。

地方公務員法も一部改正され、法第16条第1号の欠格規定であった成年被後見人または被保 佐人の文言が削除され、法第28条第4項の欠格条項による失職規定から除外されました。これ により、成年被後見人等でも職員の選考による競争試験や、選考が受けられ、適格性が判断され れば職員となれるし、後天的に成年被後見人となっても即時に失職しないようになります。

このような法改正を受けて、本町でも4つの関係条例に所要の改正が生じることから、これらを整理する条例を制定するものであります。内容的には、成年被後見人または被保佐人の欠格条項に係る部分の単純削除と条項ずれの修正、字句修正でございます。

それでは、議案書の裏面、並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

第22条第1項中「もしくは法第16条第1号に該当して、法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条の2第1項第1号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く)」を削り、同条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く)」を削る。

第23条第1項中「もしくは法第16条第1号に該当して、法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第6項中「もしくは法第16条第1号に該当して、法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

以上、本給与条例の成年被後見人等の欠格条項に係る部分を全て単純削除する改正でございます。

次に、第2条として、職員の退職手当に関する条例の一部改正です。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く)」を削る。これも同様に本退職手当条例の成年被後見人等の欠格条項に係る部分を単純削除する改正でございます。

次に、第3条では、職員の分限に関する条例の一部改正です。

第6条中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。これは、地方公務員法第1 6条第1号の欠格規定である成年被後見人または被保佐人が削除されたため、地公法の号数が繰り上がり、本条例に条項ずれを起こしておりますので、その部分の改正でございます。

最後に、第4条としまして、危機管理担当所管分となりますが、岬町消防団員の定員、任免、

給与、服務等に関する条例の一部改正です。

第4条中「第1号」を削り、「同条第2号」を「同条第1号」とし、同条第3号中「第6条」を「第7条」に、「免職」を「懲戒免職」に改め、「同号」を「同条第2号」とし、「同条第4号」を「同条第3号」とする。第6条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。こちらも法律改正の趣旨から、条例上の消防団員の欠格事項として成年被後見人または被保佐人の文言を削除し、号数の繰り上げ、字句の修正等、所要の改正を行うものでございます。

本則の改正は以上ですが、次に附則として法改正の施行日に合わせて令和元年12月14日を 施行日としております。

以上が本整理条例案の説明でございます。

なお、本件は、総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議 決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

○奥野 学議長 日程第12、議案第56号「岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 日程第12、議案第56号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の 一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月 17日に公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が同日付で改正されましたので、本条例に 所要の改正を行うものでございます。

住民票、マイナンバーカード等へ、旧氏(旧姓)を併記できるように住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されました。この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするよう、との累次の閣議決定等を踏まえ、行われたものでございます。これにより、婚姻等で氏(姓)に変更があった場合でも、従来称してきた氏(姓)をマイナンバー等に記載し、公証することができるようになるため、旧氏(旧姓)を契約など、さまざまな場面で活用することや、就職や職場等での身分証明に資することができると考えられております。

さて、印鑑登録、印鑑証明の事務は、地方自治法第2条第3項の規定による市町村の処理する事務であり、昭和49年に自治省通知で示された印鑑登録証明事務処理要領に準拠して条例を定めているところでございます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布日に、この印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたので、条例の一部を改正するものです。

改正案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、まず、第2条第1項中の「の住民基本台帳」が「備える住民基本台帳」に改めております。これは、印鑑登録証明事務処理要領の改正により字句等の改正を行う ものです。

第3条第2項第1号及び第2号では、住民基本台帳法施行令第30条の13において、氏に変更があったものに係る住民票の記載事項の特例が定められたことにより、旧姓を登録印鑑として登録することができることとされていますので、旧氏を追加するものです。

また、第3条第2項第1号中におきまして、「第30条の26第1項」から「第30条の16 第1項」に改めております。これは、住民基本台帳法施行令の改正による条ずれによるものです。

第5条第4項第3号を「氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては記録、以下同じ。)がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場

合にあっては、氏名及び当該通称)」に改め、印鑑登録原票に登録する事項の一つであります氏名に旧氏を追加し、印鑑登録証明事務処理要領による字句等の修正を行うものです。

第12条第2項第4号では、届け出による印鑑登録を抹消する事項として、「氏名、氏」の次に「(氏に変更のあった者にあっては、住民票に記載されている旧氏を含む。)」を加えるものです。

第14条第1項第2号においては、印鑑登録証明書に記載する事項として、「氏名(」の次に、「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載されている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、」を加え「が記録されている」から「の記載がされている」に改めております。これは、印鑑登録事務処理要領の改正による字句等の修正を行うものです。

また、同項第6号中の「記録されている」から「記載されている」に改めております。これについても印鑑登録証明事務処理要領の改正により、字句等の修正を行うものです。

附則としまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上が改正案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決 賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、 会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_

○奥野 学議長 日程第13、議案第57号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西啓介君。

○西総務部長 日程第13、議案第57号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令、令和元年政令第93号により、投票管理者の交代制が設けられたこと及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、昭和25年法律第179号に定める基準額に報酬額を合わせるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、投票管理者の交代規定が設けられたことに伴い、交代時の報酬の 規定を設けるとともに、投票管理者等の報酬については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に 関する法律により基準額が定められており、基準額に合わせた報酬額を支払うよう規定を改める ものでございます。

それでは、条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をごらんください。あわせまして新旧対照表をご参照願います。

別表中選挙長投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、昭和25年法律第179条第14条第1項に定める額、ただし、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人については、「1日につき」を「1選挙につき」と読みかえる。また、「投票管理者及び投票立会人、期日前投票所含む以下同じ」が「従事した時間が投票時間の2分の1以下の場合は、投票管理者及び投票立会人の報酬の日額に2分の1を乗じて得た額とする」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することを定めております。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、 議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第14、議案第58号「岬町基金条例の一部改正についてを議題とします。 本件について」提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第14、議案第58号、岬町基金条例の一部改正についてをご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、税制改正における森林環境譲与税の創設に伴い、令和元年度より 森林環境譲与税が譲与されるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面及び条例新旧対照表をあわせてごらんください。

改正内容につきましては、先ほど提案理由でもご説明しましたように、税制改正における森林 環境譲与税の創設に伴い、令和元年度より森林環境譲与税が譲与されることとなり、今後の森林 整備や木材利用の促進事業の費用に充てることを目的に基金を積み立てるため、岬町基金条例の 一部改正を行うものでございます。

岬町基金条例の一部を改正する条例案。

岬町基金条例の一部を次のように改正します。

第1条の表中、海釣り公園管理基金の次に、森林経営管理基金を追加するもので、設置の目的 は森林経営管理に必要な資金を積み立てることと定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の 上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町基金条例の一部改正については、会議規則第39条第1項 の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第15、議案第59号「岬町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第15、議案第59号、岬町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。 岬町教育委員会委員の奥野早苗氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議 会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町深日1461番地、生年月日は昭和40年6月4日であります。経歴等につきましては議案書裏面をご参照ください。また、教育委員の任期につきましては 4年でございます。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第59号「岬町教育委員会委員の任命について」を起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

#### (起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定しました。

谷﨑議員、賛成なら速やかに起立をお願いいたします。

○奥野 学議長 お諮りします。日程第16、議案第60号「岬町公平委員会委員の選任について」から日程第18、議案第62号「岬町公平委員会委員の選任について」までの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第60号から日程第18、議案第62号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

本3件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第16、議案第60号、日程第17、議案第61号、日程第18、議案第62号、 岬町公平委員会委員の選任について、一括してご説明を申し上げます。

最初に、日程第16、議案第60号、岬町公平委員会委員の選任についてのご説明を申し上げます。

岬町公平委員会委員、四至本晴夫氏は令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、 同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでご ざいます。

四至本晴夫氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程第17、議案第61号、同じく岬町公平委員会委員の選任についてのご説明 を申し上げます。

岬町公平委員会委員の西本幹生氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、同 氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでござ います。

西本幹生氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程第18、議案第62号、岬町公平委員会委員の選任についてのご説明を申し上げます。

岬町公平委員会委員、北村登秀氏は令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、同 氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでござ います。

北村登秀氏の経歴についても、議案書裏面をご参照ください。 以上、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

- ○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより、本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。谷﨑議員。
- ○谷﨑整史議員 個人の話じゃないんですけど、お三方とも全て再任ということになっておりまして、組織の管理論としまして、例えばこの再任規定とか再再任とか、どういう考え方をされているのか、伺いたいと思います。
- ○奥野 学議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 再任とか、新任の場合については、欠員が出た場合については新しく委員さんを任命 させていただきます。再任については、健康で、かつ、その事業に対して積極的に取り組む姿勢 があると判断した場合のみ再任をお願いするものであります。
- ○奥野 学議長 よろしいですか。 谷﨑議員。
- ○谷崎整史議員 いろいろな組織で、今回、これが問題なんですけども、再任、再再任とか非常に多いと思います。やはり組織の健全な運営というのは、この間も委員会で申しましたが、余人をもって、どんどん変えていくということが大事だと思っております。適任者を探すのが行政で、あるいは執行側の役目であると思っております。適任者を発掘していくという仕事が重要な仕事であって、それが怠慢にわたったり、あるいは不作為に終わらないようにお願いしたいと思います。
- ○奥野 学議長 町長、田代 堯君。
- ○田代町長 質問にお答えさせていただきます。

確かに新しく入れかわっていくということは大事なことであります。しかし、ご承知のとおり、 人口減少、また少子高齢化の中で、なかなかこういった委員を引き受けていただく方が非常に難 しい中で、やはり慣れた方、そしてそれに熟練された方、そういった方にやはり再度お願いする というのも長い目でいけば経験豊富な方ということに対して任命するのは当然、再任という形を とってもいいのではないかなとこのように思います。ただ、欠員が出た場合については、今おっ しゃるようなことも含めて検討する必要があるのかなと、このように思います。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第60号「岬町公平委員会委員の選任について」を起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

#### (起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第60号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第61号「岬町公平委員会委員の選任について」を起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

### (起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第61号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第62号「岬町公平委員会委員の選任について」を起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

#### (起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第62号は原案のとおり同意することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第19、議案第63号「岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の 選任について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第19、議案第63号、岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任

についてご説明いたします。

岬町(淡輪・深日・多奈川)の各地区財産区管理委員の任期が、令和元年10月1日をもって満了となりますので、その後任者の選任について岬町財産区管理委員会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、詳細につきましては、議案書裏面をご参照ください。

淡輪地区財産区につきましては、北風眞幸氏、坂下博紀氏、鴫本茂夫氏、多賀井 武氏、髙木 昇氏、中塩路吉彦氏、渕原晴治氏。深日地区財産区につきましては、上村一弘氏、太田義三氏、 谷口州司氏、松下一雄氏、松本 一氏、南 定七氏、南 繁雄氏。多奈川財産区につきましては、 貴治林作氏、木曽 肇氏、里中栄治氏、田中 悟氏、辻川壽則氏、辻河俊彦氏、廣田直久氏以上、 それぞれ各地区7名の財産区管理委員の選任につきまして、よろしくご審議の上、ご同意賜りま すようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第63号「岬町(淡輪・深日・多奈川)地区財産区管理委員の選任について」 を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第63号は原案のとおり同意することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第20、認定第1号「平成30年度岬町一般会計決算の認定について」から 日程第29、認定第10号「平成30年度岬町水道事業会計決算の認定について」までの10件 を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第20、認定第1号「平成30年度岬町一般会計決算の認定について」から日程第29、認定第10号「平成30年度岬町水道事業会計決算の認定について」までの10件は一括議題とすることに決定しました。

これより、平成30年度成果報告、決算に関する説明を求めます。成果報告について、町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成30年度成果報告並びに決算に関する 説明を行わせていただきます。

なお、説明には、少々時間がかかりますので、ご了承くださいますよう、お願いいたします。 また、あわせて、日程第20、認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてか ら、日程第29、認定第10号、平成30年度岬町水道事業会計決算の認定について、地方自治 法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただき たく、一括ご提案申し上げます。

なお、平成30年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算 審査意見書をあらかじめ配付いたしております。

さて、私は、平成21年10月に町長に就任してから、今年で10年目を迎えます。就任以来、温かみのある町政を進めること、徹底してまちの行財政を立て直すこと、町の未来を創造することを基本理念として、また、これらを深化させ、岬町に生まれてよかった、岬町に住んでよかった、これからも住み続けたいと言っていただけるような、まちの価値を高めるまちづくりに、職員と一丸となって町政運営を進めてまいりました。

この後にも説明いたしますが、平成30年度においても、これまで取り組んできた、妊娠・出産・育児への支援、保育所・幼稚園・認定こども園の第2子以降の保育料の無償化、教育環境の整備、高齢者を複層的に支える仕組みづくりや、生きがいづくりなど、子どもから若者、高齢者までの誰もが心豊かに暮らせるような取り組みを継続してまいりました。

さらに、みなとオアシスみさきの登録、第二阪和国道の延伸、道の駅の整備・運営など、これまで取り組んできた施策を生かし、広域的なまちの周遊環境を整えることにより、交流人口の拡大や、定住人口の確保につなげるため、まちの将来を見据えた施策にも取り組んでまいりました。その一つとして、広域連携による深日港活性化の取り組みを行い、深日航路の再生を図るため、本町と洲本市を結ぶ旅客船の運航を行うことにより、集客率や経営採算性に関する実証データを取得するための旅客船社会実験運航事業を実施いたしました。

今後におきましても、すばらしい岬町のまちの価値をさらに高め、住民の生活の質を高めるための取り組みを進めてまいります。

経済環境を概観しますと、国の経済・金融政策の効果等により景気は緩やかな回復傾向にある と言われておりますが、一方では、その効果がいまだ全ての地域までくまなく行き届いていない 状況にあります。

平成30年度は、多奈川地区多目的公園への企業誘致に伴う増収効果があったものの、主力企業が乏しく、少子高齢化が進行する本町におきましては、厳しい環境のもとでの財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、まちの価値を高めるためのまちづくり施策を実施いたしました。

平成30年度決算の概要でございますが、一般会計の歳入決算額は93億7,500万円、歳 出決算額は92億3,700万円となっております。

歳入歳出決算額の差し引きおよそ1億3,800万円から翌年度への繰越財源7,700万円を差し引いた結果、実質収支は、およそ6,100万円の黒字とすることができました。

平成28年度に策定しました行財政集中改革計画(第3次集中改革プラン)の3年目となる平成30年度の本町の普通会計決算における実質収支は、約6,100万円の黒字、単年度収支におきましても約300万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができました。

また、財政構造につきましては、経常収支比率は95.7%となり、前年度から0.5ポイント、実質公債費比率は12.4%となり、前年度から1.1ポイント、いずれも改善しております。

経常収支比率・実質公債費比率とも高い水準ではあるものの、改革の取り組みの成果により着 実に改善してきております。

さらに、私が就任した平成21年度末には、約94億9,000万円あった町債残高は、平成30年度末には79億1,000万円となり、15億8,000万円減少することができました。 財政調整基金等の基金残高は、平成21年度末には約8億9,000万円あった基金残高は、平成30年度末には15億円となり、6億1,000万円の増加となっております。

財政を取り巻く環境は改善の兆しが見られるものの、依然として義務的経費を中心に本町の財政を圧迫している状況にありますが、人口の減少が見込まれる将来世代に対して、負担を先送りすることなく、将来的な生活基盤の整備に対して一定の強化を図ることができました。このような成果を残すことができたのは、ひとえに町議会、町職員、そして何よりも住民の皆様のご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

今後も住民の皆様の信託に応えつつ、行財政改革の推進と地方創生事業や地域の活性化につな がる投資的事業をバランスよく進め、第4次総合計画の基本目標である「豊かな自然 心かよう 温もりのまち みさき」の実現のため、経済の動向に即応した機動的・弾力的な町政運営に努め てまいります。

それでは、平成30年度に実施いたしました施策の概要について、平成30年第1回岬町議会 定例会で表明しました町政運営方針に基づき、第4次岬町総合計画の6つの基本政策に沿って説 明申し上げます。

まず、基本政策1、みんなで進めるまちづくりでございます。この分野は、協働・人権・行財 政を基本としております。

まず、地方創生総合戦略事業につきましては、平成27年度から国の地方創生施策と連携した 事業展開を図り、取り組みの4年目を迎えました。少子高齢化が進展する中で、持続可能なまち づくりを行うためには、定住人口に加え、地域づくりの担い手の確保が必要不可欠であります。 そのため、既存の定住施策に加え、本町では、関係人口と呼ばれる町外からの人材がまちづくり の活動に加わる仕組みづくりにも取り組んでまいりました。

この後、説明いたしますまちづくりエディターの活動拠点であるまちづくり交流館で、各種ワークショップやイベントを開催することで、自主的に本町の活動に参加する町外の方もあらわれ、まちづくりの新たな機運が醸成されつつあります。

定住施策におきましては、住宅取得に対する支援を行うとともに、府営住宅の空室を活用して、移住希望者が移住前にまちでの暮らしを体験できるお試し居住事業を実施いたしました。

また、効果的な空き家対策を推進するため、行政や法律、不動産の専門家等で構成される岬町空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を策定し、空き家対策の推進に努めてまいりました。 創業支援の取り組みでは、引き続き創業者への支援や商工会、地域金融機関と連携した創業支援、農業・漁業に新規就労される方への支援を行うとともに、地域資源を生かした特産品開発への支援を実施いたしました。

また、地方創生の新たな取り組みを進めるため、まちづくりに意欲のある町外の人材を積極的に受け入れ、まちづくりの担い手として活躍してもらうまちづくりエディター事業がスタートし、地域の人たちと連携しながら、空き家の利活用、移住の促進、農業・漁業の活性化という課題に向けて取り組んでおります。

また、地域の魅力をSNS等を使って発信するレポーターを養成するまちのプロモーション事業を実施し、本町の情報発信に加え、当該事業の参加者が継続してまちづくりに取り組める仕組

みづくりを行い、関係人口の創出につなげることができました。

これらの地方創生事業の推進に当たっては、国の地方創生推進交付金を活用するとともに、ふるさと納税の取り組みを積極的に進めることで、岬ゆめ・みらい基金の確保を図り、基金を有効に活用しながら、今後も実施してまいります。

行財政改革につきましては、平成30年度は第3次集中改革プランの中間年度であることから、 今後の社会経済情勢などの変化を見据えて、現改革プランの一部見直しを行いました。今後とも、 議会並びに岬町行財政改革懇談会や町政報告会などにおいて進捗状況を説明し、協働のまちづく りの観点から広く住民の皆様の意見を踏まえて行財政改革を進めてまいります。

広域連携による地方分権の推進につきましては、広域福祉課においては、福祉関係の法人や事業所の許認可、指定、指導等の事務に取り組み、広域まちづくり課においては、市街化区域における開発行為などのまちづくり関係に係る許認可や、指導監督等の事務を継続して取り組んでまいりました。

人権施策につきましては、近年インターネットを悪用した差別事象や、社会情勢の変化に伴う 差別や虐待など、新たな人権に関する課題も発生しています。差別のない明るく住みよいまちの 実現に向け、あらゆる施策に人権尊重の視点を意識するとともに、人権啓発や人権教育、人権相 談事業を積極的に進め、全ての人の人権が尊重される社会の実現に引き続き取り組んでまいりま す。

ご当地ナンバープレート導入事業としましては、まちへの愛着を深め、まちのPRを行うため、まちを象徴するデザインを取り入れた、原動機付自転車のナンバープレートを製作しました。 次に、「一人ひとりの"子どもが" "親が"輝き、文化を育むまちづくり」でございます。 子育て支援施策については、子ども・子育て支援新制度について、みさき子どもとおとなも輝くプランに基づき、着実に取り組んでまいりました。

新規・拡充事業といたしましては、子育てしやすい環境づくりの推進のために保育所、幼稚園、 認定こども園の第2子以降の保育料を無償化することにより、保護者の負担軽減を図りました。

旧深日保育所につきましては、周辺地域の住民の方々の多大なご協力をいただきながら、安全面や防犯面の観点から解体撤去工事を実施いたしました。

教育施設の整備・改修につきましては、平成30年6月に発生した大阪北部地震に伴い、緊急 点検を実施し、淡輪小学校において安全基準を満たしていないブロック塀があったことから、ブ ロック塀安全対策工事を実施いたしました。

小学校におきましては、淡輪小学校ではブランコ改修工事、深日小学校ではトイレの洋式化、

多奈川小学校ではプラネタリウムの改修等を実施し、中学校では、防球ネット改修工事等を実施 するなど教育施設の整備に努めてまいりました。

教育相談事業につきましては、いじめ・不登校問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラーや、スクール・ソーシャル・ワーカーを町内幼稚園・小学校・中学校に配置し、効果的に活用することができました。教育相談の利用が増えていることから、今後もきめ細かな教育相談事業の実施に努めてまいります。

小学校学力向上事業としましては、新学習指導要領を見据え、基礎的・基本的な知識・技能の 確実な習得と思考力・判断力・表現力などの育成を図ることが必要であり、さらに授業における 言語活動の充実を図ることも重要と考えます。そのため、町独自で小学校学力診断テストを行い、 平成30年度につきましては、一定の成果が見られました。今後も学力の把握・分析・検証と改善を継続して実施してまいります。

体力向上推進事業では、平成28年度より各小学校での体育授業において、和歌山大学との包括連携による専門的な技術指導力を備えた人的資源を活用し、子どもたちの体力サポート事業を実施したことで、一定の成果が見られました。今後も運動やスポーツが、楽しい、好きという子どもを増やし、運動習慣の確立及び体力のさらなる向上を図るため、令和元年度も各小学校に拡充して事業を継続実施いたします。

文化芸術育成事業としましては、文化庁が実施している文化芸術による子どもの育成事業を活用し、車椅子ダンスの普及活動を実施している団体から講師を招聘し、車椅子ダンスを通して障害のある人とない人、自分と違う立場で生きる人の生き方や、思いを感じるきっかけをつくるとともに、子どもたちが周りの人間関係や自分の生き方を考える時間をつくるなど、障がい者理解教育の推進を図りました。

子ども見守り活動としましては、地域の安全安心や子どもの見守り活動に対する関心を高める ため、子ども110番、のぼり旗の入れかえや、学校安全ボランティアの募集を行い、さらなる 見守り活動の充実に努めてまいりました。

岬の歴史館では、孝子小学校講堂に、空調機器を設置し、親子体験教室などのイベントや、郊外授業など、岬の歴史館を利用する方々に快適な施設環境を提供し、利用者の増員を図りました。 次に「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

地域福祉施策につきましては、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画が平成30年度で終期 となることから、これまでの結果を評価・分析し、必要な見直しを行い、これまで以上に福祉共 育を推進し、住民の皆様が地域において支えあい、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指して、第3 次計画を新たに策定いたしました。

相談体制につきましては、大阪府など関係機関と連携し、生活困窮を初めさまざまな生活課題を抱える相談に対応するコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを引き続き配置するとともに、相談利用者へのアンケートを実施し、より住民ニーズに応じた相談支援体制の充実を行いました。また、地域に出向いて行う出張福祉なんでも相談も継続してまいりました。

医療におきましては、住民が安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療機関などの協力を得て、泉州南部初期急病センターにおける小児科の診療日を増やすなど、初期医療体制の充実を図ったところであり、引き続き関係市町とともに円滑な運営に努めてまいります。

障がい者施策につきましては、平成29年度に策定した第5期障害福祉計画に基づき、障がい者のニーズに応じた障害福祉サービス等の確保に取り組みました。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供に努め、障がいのある方の地域での自立を支えるため、地域移行・地域定着支援の充実に努めるとともに、平成29年に制定した岬町手話言語条例の理念に基づき、施策の基本指針を策定し、手話通訳者の配置など手話の普及・啓発事業の充実を図ってまいりました。

高齢福祉・介護保険施策につきましては、平成29年度に策定した岬町地域包括ケア計画(高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)に基づき、団塊世代が75歳を迎える令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの一層の深化を図ってまいりました。また、地域包括支援センターとの連携を図り、高齢者を複層的に支える仕組みづくりを進めてまいりました。

さらに、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、岬町内の地域密着型サービス事業所に対して、利用者等の安全性確保等を図るため、施設の防災改修等に係る支援事業を行いました。

また、平成30年度から、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が最期まで住みなれた 地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携事業を泉佐野泉南医師 会に委託し、さらに、和歌山県の医療機関との連携や医療・介護関係者や住民からの相談支援を 行うための相談支援業務を医療法人に委託し、事業の推進を図ってまいりました。

認知症対策につきましては、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、引き続き、認知症地域支援推進員による認知症相談の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座、認知症カフェや認知症予防教室などを通じて、認知症についての周知に努めてまいりました。あわせて初期の段階から認知症の方及びその家族を支援するために、医療と介護の専門職による認

知症初期支援集中チーム事業の充実を図ってまいりました。 ちょっと失礼します。

○奥野 学議長 町長、ちょっと済みません。今、報告の途中ですけれども、12時回ってるのですけども、この町長の成果報告済むまで延長させていただいて、そこで暫時休憩をとらせてもらいたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

- ○奥野 学議長 継続してお願いします。
- ○田代町長 まことに申しわけありません。

それでは、続けさせていただきます。

また、平成30年度から認知症施策推進会議を設置し、各関係機関や地域の方々のご協力により、認知症対策を包括的に推進する体制づくりに取り組んでまいりました。

高齢者の安全・安心の確保におきましては、緊急通報システムのより一層の周知を図り、独居 高齢者等の安全を確保するとともに、認知症等徘徊SOSネットワーク事業の広域連携により徘徊高齢者等の安全とその家族への支援に努めてまいりました。

また、民間事業所と連携した地域見守りシステムの仕組みづくりに向けた事業についても検討を行っております。

介護予防普及啓発事業につきましては、地域での自主活動の側面支援など住民主体の事業が広がり、町全体で健康づくりと介護予防についての意識の向上ができるよう施策を推進してまいりました。

さらに、生きがいづくりや高齢者虐待防止の取り組み、相談支援体制の充実など地域支援事業を推進し、生活支援コーディネーター事業を引き続き実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業については、生活支援・介護予防サービス協議体において、サービスの開発等や関係者のネットワークづくりを推進してまいりました。

また、岬町シルバー人材センターとの連携を強化し、元気な高齢者の社会参加の機会の提供に 努めるとともに、シルバー人材センターの公益社団法人化に向けた取り組みを継続して支援して まいりました。平成31年3月には、シルバー人材センターと空き家等の適正管理に関する協定 書を締結しました。

妊婦・乳幼児保健施策につきましては、妊娠届け出時の保健師による面談、産前産後のヘルパー派遣や産後ケアの実施、産婦健診、新生児聴覚検査の費用助成を実施することで妊娠・出産・ 育児を切れ目なく支援し、育児不安や育児の孤立を解消し、安心して育児ができるようサービス の充実を図ってまいりました。

がん検診につきましては、受診啓発強化に努め、各種団体への周知、電話での個別受診勧奨を 行いました。また若い世代へのがん教育として教育委員会及びピンクリボン大阪と中学生へのが ん教育を実施いたしました。また、無料クーポン検診事業を継続するとともに、胃部内視鏡検診 の実施や肺がん検診の精度向上など検診体制の整備を推進しました。

自殺対策への取り組みとしましては、日本における年間自殺者は2万人を超える深刻な状況の もと、平成29年に国の自殺総合対策大綱が閣議決定されたことを受け、本町でも岬町自殺対策 計画を策定いたしました。今後は、「気づき・つなぎ・見守り、みんなで支えあう町」を基本理 念に自殺者ゼロの町を目指し、引き続き取り組んでまいります。

保健センターにおきましては、地域保健の拠点であり、災害時の医療支援の拠点となることから、安全性の確保のため耐震補強を進めています。

また、平成30年度においては封じ込め状態にあるアスベストを除去する必要があることから、 そのための実施設計を行いました。

健康ふれあいセンターにつきましては、プールや入浴施設への来場者のほか、指定管理者と連携を図りながら、各種イベントや教室を開催することにより、健康増進と住民交流の場としての施設の有効活用を目指し、住民サービスの向上に努めるとともに、道の駅など町内施設とも連携することで、利用者の増加を目指してまいりました。また、プール天井部分についてさびどめ工事を実施し、利用者のサービス向上にも努めてまいりました。

いきいきパークみさきでは、サッカーやラグビー、野球やソフトボール、グラウンドゴルフなど、さまざまなスポーツの会場として多くの皆様に利用をいただいております。今後も、スポーツ団体と連携し、スポーツ大会の開催を支援し、本町のにぎわいの拠点となるよう利用の拡大に努めてまいります。

また、第二阪和国道建設士砂を活用して、整備された実りの森に小さな子どもたちも遊べる大型複合遊具を設置し、全ての世代が憩える公園として整備を行いました。大型複合遊具の設置に当たっては、公園への愛着と整備財源の確保を目指し、本町で初めてとなるクラウドファンディングによる資金調達を行い、町負担の軽減を図りながら整備を行いました。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県も保険者として位置づけ、市町村とともに国民健康保険事業を運営していく新たな国民健康保険制度、いわゆる都道府県化が始まりました。これに伴い、大阪府では、経過措置期間終了後には府内のどこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料額となる府内統一保険料となることなど、国民健康保険制度

の改正に適切に対応してまいりました。

次に、「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。

道の駅みさき運営事業としましては、道の駅みさき・夢灯台を地域活性化の拠点とした観光・ 交流の促進を行い、地域特産品の販売、観光情報の発信、貴重な歴史・文化資源を生かしたにぎ わいの創出などの取り組みを進めてまいりました。開駅2年目となった平成30年度におきまし ては、鮮魚の産直の認知度も上がり、引き続き1年を通して多くの皆様にご利用いただく事がで きました。また、岬町商工会、深日漁業協同組合の共催で毎年恒例で開催される深日漁港ふれあ いフェスタなどのイベントには町内外から多数の来場者があり、町の観光資源の一つとなってい ます。引き続き協力体制を強化し、イベント開催の支援を継続し、地域経済の活性化に努めてま いります。

企業誘致の取り組みとしましては、引き続き多奈川地区多目的公園での進出事業の創業支援を 行うとともに、関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致を、関西電力株式会社及び大阪府と連携 して実施いたしました。

農業政策におきましては、平成30年度は農業委員が任期満了を迎え、新制度による農業委員会がスタートしました。新制度では遊休農地解消などが必須業務に加えられたことから、農業委員会との連携を深めるとともに、農地パトロールや農地の利用意向調査などによる遊休農地の防止・解消に向けた取り組みを進めてまいりました。

市民農園につきましては、高齢者の生きがいづくりや児童の体験学習など、さまざまな目的に活用され、また、遊休農地対策にもなるなど、地域活性化の役割を担っており、一部見直し等も行いながら継続してまいりました。

また、有害鳥獣対策につきましては、岬町有害鳥獣対策協議会と連携して捕獲に努めておりますが、イノシシやアライグマの農作物被害が減らず、住宅地にも被害が及んでいることから、連携を強化し、被害の軽減に取り組んでまいりました。

漁業振興におきましては、大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興のための浜の活力再生プランなどを活用した漁場の活性化について支援してまいりました。

観光振興につきましては、岬町観光協会と連携を図り、道の駅地域振興施設等も活用しながら本町の観光資源である自然、歴史、文化等を広く町内外にPRを行い、交流人口の増加に努めてまいりました。

平成30年度におきましては、道の駅みさき・夢灯台にFM和歌山サテライトスタジオを開設

し、イベント情報等の周知を行い、和歌山方面の方々の集客増加に努めてまいりました。

広域的な観光振興施策としましても、道の駅みさき・夢灯台がサイクルステーションである特色を生かし、FM和歌山サテライトスタジオを活用し、和歌山と岬町間のサイクルルートなどを 話題に泉州と和歌山のサイクリストの広域の往来につなげました。

また、平成30年度に新設された一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローと密に連携し、 泉州地域における観光戦略の強化を図るとともに、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会、和 歌山市などの関係機関と共同して、国内外に対する積極的な観光PRを行い、観光客の受け入れ 体制の充実に引き続き、努めてまいります。

深日港活性化につきましては、さらなる航路復活の機運醸成に向け、深日港活性化イベントを開催するとともに、深日港観光案内所さんぽるたを拠点に、国や大阪府、岬町観光協会やみなとオアシスみさきの構成施設と連携を図りました。深日港と洲本港を結ぶ旅客船運航では、地方創生推進交付金を活用し、平成30年7月1日から平成31年2月28日までの約8カ月間、大阪湾をつなぐ広域型サイクル・ツーリズム事業として、サイクリストを需要のターゲットに加えた旅客船の運航を実施し、1万5,218人の方にご乗船いただきました。

次に「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

コミュニティーバスにつきましては、平成28年4月から本町が運行主体となり、平成30年度から本格運行としてバス事業を継続しております。これまで乗り継ぎ支線の有償運行への移行、オークワ前までの路線変更、道の駅みさきへの乗り入れ、みさき公園駅ルートのダイヤ改正や、基本路線の休日、小島発、始発時間の繰り上げなど、利便性の向上を図ってまいりました。また、通勤通学時や買い物の時間帯の利用者の増加に伴い、マイクロバスを1台増車し、積み残しの改善を図っております。これらにより、平成30年度の利用者数は13万654人となり、前年度と比較すると6,847人増加しております。バス事業が住民の移動手段として定着しつつあると考えており、今後も利用者のご意見等を可能な限り反映し、バス運行サービスの充実と満足度の向上に努め、コミュニティーバスを継続運行してまいります。

ごみ処理施設につきましては、経年による損傷が著しい排ガス冷却熱交換器の更新工事を行い、 焼却能力の維持に努めてまいりました。

地球温暖化対策の取り組みにつきましては、本町みずからの事務及び事業に伴い発生する温室 効果ガス排出量の削減等に取り組むべく、地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定いたしまし た。

防犯対策につきましては、自治区への防犯カメラ設置補助制度により、平成30年度には防犯

カメラを望海坂及び中孝子自治区に設置補助を行い、安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいりました。

防災行政無線システムの再整備につきましては、平成30年度は、水道庁舎の災害対策本部内に無線室を設け親局を整備するとともに、坊の山に無線中継局舎を建設いたしました。令和元年、2年度には、屋外拡声子局のデジタル化に向け、計画的に更新を行ってまいります。

地域防災力の強化につきましては、自主防災組織の防災活動に必要な資機材の整備に対する補助制度により、平成30年度には、淡輪12区、20区、北出自治区に補助を行い、防災組織の充実強化に努めてまいりました。

避難行動要支援者名簿につきましては、平成30年度において登録更新を行い、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいりました。今後は、避難支援等関係者等との連携・協力のもと、避難行動支援プラン個別計画の作成を進めてまいります。

次に「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。

第二阪和国道につきましては、平成29年4月1日に暫定2車線で全線開通し、開通が遅れていた孝子ランプも10月7日に開通いたしましたが、一部の箇所で交通渋滞が見受けられました。 災害時や緊急時における地域の安全・安心を確保するために、早期の複線化を実現する必要があることから、和歌山市・阪南市と連携して第二阪和国道複線化連絡協議会を設立し、国土交通省・大阪府など関係機関に対し複線化の要望活動を行いました。

道路施策につきましては、淡輪地区において大地震による津波発生時の避難路を確保するとともに、防災機能の向上を図るため、町道畑山線と府道752号線を結ぶ幹線道路となる町道海岸連絡線の路線全体の道路工事に着手しました。

また、町道西畑線の池谷集落の一部区間のバイパス化については、地権者の協力を得て、用地の取得を完了することができました。

町道産土線のバイパス機能を持つ町道多奈川歴史街道線については、一部道路工事に着手しました。

さらに、地域住民の通行の安全を確保することを目的として、町道美化センター連絡線については、整備区間の用地測量及び境界画定を実施いたしました。

町内の建築物の耐震化促進につきましては、岬町耐震改修促進計画に基づき、町内の建築物の耐震化を促進するため、民間住宅の耐震診断及び、民間木造住宅の耐震改修補助事業を継続して 実施いたしました。 また、新規・拡充事業としまして、平成30年10月からは町内の道路に面した危険なブロック塀等の撤去を促進するため、ブロック塀等撤去補助事業も新たに実施いたしました。これら制度の周知を図るため、広報の充実にも努めてまいりました。

PF I 事業により進めてきました町営緑ヶ丘住宅の建てかえ事業につきましては、既存建物の解体に当たりアスベストが飛散しないように対策を講じ、平成30年8月31日をもって当事業が完了いたしました。

空き家バンク制度におきましては、町内の空き家等を有効活用することにより、本町への移住・定住を促進することによる地域の活性化を図るため、空き家並びに空き家利用希望者等の情報登録制度を継続して実施してまいりました。また、空き家等の登録件数を増やすため、平成30年10月からは、宅地建物取引業者との媒介契約がなくても、空き家バンクに登録できる制度に見直し、登録件数の増加に努めてまいりました。

水道事業につきましては、水需要が減少する厳しい経営状況の中で、老朽化する水道施設の更新や今後、起こり得る大規模災害や水質汚染等への対応が必要であることから、水道事業の運営基盤を強化し、安全・安心な水を安定して供給するため、大阪広域水道企業団と水道事業を統合いたしました。

下水道の整備につきましては、深日地区において公共下水道事業を実施しました。

また、小島地区漁業集落排水事業につきましては、整備した排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに、環境保全による地場産業の育成を図りました。

以上が平成30年度における主要施策の概要でございます。これらの成果は議員の皆様並びに、住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝申し上げます。今後も日本一温かみのある町政を目指し、住民の皆様に岬町に住んでよかった、岬町に生まれてよかった、これからも住み続けたいと言っていただけるよう全力で取り組んでまいりますので、町政運営へのご協力をお願い申し上げます。

次に、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明させますので、よろしくお願いいたします。

長時間のご清聴賜りましたことを心から厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○奥野 学議長 町長の成果報告が終わりました。

皆さんにお諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

再開は、13時30分からといたします。

(午後 0時25分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど中原議員より少し遅刻の旨、連絡ありましたので、ご報告いたします。

続いて、決算に関する説明についてを副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは、各会計の全般的な決算の概要についてご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成30年度決算説明資料の1ページをごらんください。 まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は93億7,529万7,000円。

○奥野 学議長 副町長、ちょっととめていただけますか。

中原議員が今、来ていただけましたので。

すみません。よろしくお願いします。

○中口副町長 歳出決算額は92億3,693万円、歳入歳出決算差し引き額1億3,836万7,000円となっております。翌年度に繰り越すべき財源7,763万8,000円を差し引いた結果、6,072万9,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は26億675万1,000円、歳出決算額は25億2,539万6,000円となっており、歳入歳出決算差し引き額8,135万5,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億8,550万3,000円、歳出 決算額は2億8,008万4,000円となっており、歳入歳出決算差し引き額541万9,0 00円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億6,474万7,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,916万8,000円となっております。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は19億5,024万円、歳出決算額は18億

7, 045万5, 000円となっており、歳入歳出決算差し引き額7, 978万5, 000円の 黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は488万3,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は4,343万6,000円となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は4,326万7,000円となっております。

続きまして、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億1,561万4,000円、収益的支出額は4億6,960万円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた4,601万4,000円が当年度純利益となっております。これに前年度繰越利益剰余金5億2,029万4,000円を加えますと、平成30年度未処理剰余金は5億6,630万8,000円でございます。一方、資本的収入額は11万4,000円、資本的支出額は1億7,664万7,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,653万3,000円は、過年度損益勘定留保資金で補塡したところでございます。なお、本会計につきましては、平成31年度(令和元年度)から大阪広域水道企業団へ移行するため、平成30年度をもって廃止されております。

次に、2ページをごらんください。

普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は、地方財政に関する各種統計等に用いられる会計であり、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債等を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計は一般会計に借換債及び印紙・証紙収支分を控除したものでございます。

平成30年度普通会計の歳入総額は92億7,261万7,000円、歳出総額は91億3,425万円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源7,763万8,000円を差し引いた実質収支は6,072万9,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

先ほど町長からの説明にもありましたように、第3次集中改革プランの3年目となります平成

30年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、財政構造につきましても、経常収支比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるものの、いずれも改善の傾向にあり、これまでの改革の取り組みの成果が着実にあらわれてきております。しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては、安定的な財政運営に支障が生じるという状況となっております。こうした環境のもとにおきましても、国の経済対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指して本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に改革に取り組んでまいりました。

まず、歳入決算におきましては、町営緑ヶ丘住宅建設事業費の減少等により国庫支出金が減少するとともに、寄附金につきましても岬ゆめ・みらい寄附金は引き続き多くの寄附をいただいたものの、前年度から減少したことで全体で減少となりました。

一方、水道事業の経営健全化のために財政調整基金を活用して水道事業会計に貸し付けを実施 したために繰入金が、深日港・洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズム事業費の増加等により諸収 入がいずれも増加いたしました。

また、町税については、固定資産税やたばこ税は減少したものの、多奈川地区多目的公園への企業進出に係る法人税割や個人所得割の分離譲渡所得が増加したことで、前年度に引き続き町税全体で増収となりました。

この結果、歳入全体では平成29年度から8,506万円、率にして0.9%増加いたしました。

次に、歳出決算につきましては、先に述べたように、町営緑ヶ丘住宅建設事業費の減少等により普通建設事業費が、ふるさと納税に伴う寄附金の減少等により積立金がいずれも減少となりました。

人件費についても職員給が増加したものの、退職金の減少により全体で減少いたしました。

一方、貸付金については、水道事業の経営健全化のため水道事業会計に貸し付けを実施したために、また物件費についても深日港・洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズム事業費の増加や深日保育所が深日小学校への併設に伴い不要となった旧深日保育所の解体撤去事業費の増加等により、いずれも増加となりました。

この結果、歳出全体では平成29年度から3,142万9,000円、率にして0.3%増加いたしました。

これにより、実質収支は平成29年度に比べ一定の改善が図られました。

以上のように、厳しい環境のもとでの財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、まちの価値を高めるためのまちづくり施策を実施いたしました。

続いて、3ページをごらんください。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましてご説明いたします。 経常収支比率は、歳出の経常経費充当一般財源を分子に、歳入の経常一般財源を分母として、 除して求めるものでございます。

歳入の経常一般財源については、町税及び地方交付税が前年度から増加したことに加えて、歳 出の経常経費充当一般財源につきましても、退職手当の減少により人件費が、介護保険特別会計 などの繰出金がいずれも減少したことで、この結果、経常収支比率は対前年度 0.5ポイント減 少の 95.7%となり、改善されております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成30年度末現在高は、町営緑ヶ丘住宅建設事業などの増加により、前年度から3億2,235万4,000円増加し、79億1,114万6,000円となっております。これに、特別会計・企業会計を加えた平成30年度末現在高は129億707万2,000円で、前年度から1,024万7,000円減少いたしております。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の平成30年度末現在高は、15億748万1,000円となっており、前年度から1億679万9,000円減少いたしております。主な内容といたしましては、ふるさと納税に伴う岬ゆめ・みらい基金が前年度から1億2,071万5,000円増加したものの、水道事業の経営健全化のために財政調整基金を活用して水道事業会計に貸し付けを行ったことで、財政調整基金が前年度から1億9,972万9,000円減少いたしております。また、特別会計所管の基金を加えた平成30年度末現在高は23億2,729万4,000円で、前年度から1億1,888万9,000円減少いたしております。

次に、健全化判断比率等の状況でございますが、平成30年度決算に基づく実質公債費比率(3カ年平均)は12.4%、将来負担比率につきましては115.2%となっております。

一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率はいずれも生じておりません。また、公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業、漁業集落排水事業とも生じておりません。

最後に、4ページをごらんください。

平成26年4月より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分につきましては、その使途を明確化し、社会福祉・保健衛生・社会保険などの社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分に係る平成30年度歳入決算額は1億2,190万

6,000円となっております。一方、社会保障施策経費全体の平成30年度歳出決算額は21 億284万5,000円となっております。それぞれの充当事業・金額はごらんのとおりでございます。

このように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができました。しかし、先ほど申し上げましたように、財政を取り巻く環境は、国の経済・金融政策の効果等により、改善の兆しは見られるものの、依然として厳しい状況であることには変わりございません。こうした状況ではございますが、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、第4次総合計画の基本目標である「豊かな自然心かよう温もりのまち みさき」を目指す総合計画の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上が平成30年度の各会計の概要でございます。

説明は以上でございます。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と 伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 ただいま説明のありました決算の認定に係る10議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第20、認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてから日程第29、認定第10号、平成30年度岬町水道事業会計決算の認定についてまでの10件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本10件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 お諮りします。日程第30、報告第5号「平成30年度岬町健全化判断比率の報告について」から、日程第33、報告第8号「平成30年度岬町水道事業会計資金不足比率の報告について」までの4件を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第30、報告第5号「平成30年度岬町健全化判断比率の報告について」から日程第33、報告第8号「平成30年度岬町水道事業会計資金不足比率の報告について」までの4件を一括議題とすることに決定しました。

日程第30「報告第5号について」の報告を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第30、報告第5号、平成30年度岬町健全化判断比率の報告について をご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

先ほどの中口副町長の説明と一部重複いたしますがご了承願います。

平成30年度決算における各指標の比率でございますが、まず一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないことから生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言いますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じておりません。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模 に対する割合を言います。

平成30年度におきましては、実質公債費比率は12.4%となっており、前年度の13. 5%から1.1ポイント減少いたしております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言います。

平成30年度につきましては、115.2%となっており、前年度の111.0%から4.2 ポイント増加いたしております。

各指標の早期健全化基準につきましては、括弧書きにより示させていただいております。

監査委員から付された審査意見書につきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き、健全な財政運営に努められたい」とされております。

なお、各指標の積算の基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などをもとにしております。 地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じて総務省へ提出され、国のほうで検収 をしているところでございます。

したがいまして、国などから修正等の指示に伴い今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありましたら、改めて報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

- ○奥野 学議長 日程第31、「報告第6号」、日程第32、「報告第7号」及び日程第33、「報告第8号について」の報告を求めます。都市整備部長、家永 淳君。
- ○家永都市整備部長 日程第31、報告第6号、平成30年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行う ものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成30年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は2 0%となっております。

報告第6号は以上でございます。

日程第32、報告第7号、平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行う ものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきまして、平成30年度での資金不足は生じておりません。 なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は2 0%となっております。

報告第7号は、以上でございます。

日程第33、報告第8号、平成30年度岬町水道事業会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町水道事業会計におきましては、平成30年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は2 0%となっております。

報告第8号は、以上でございます。

○奥野 学議長 これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程第30、報告第5号、平成30年度岬町健全化判断比率の報告についてから、 日程第33、報告第8号、平成30年度岬町水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの4 件の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いします。

次の会議は、9月25日の全員協議会終了後に開きますのでご参集ください。ご苦労さまでご ざいました。

(午後 1時56分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに 署名する。

令和元年9月4日

## 岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 坂原正勝

議 員 反 保 多喜男